

稲城市海外姉妹都市検討市民会議設置要綱

平成28年 4 月 1 日

市 長 決 裁

平成28年 7 月25日

市 長 決 裁

（目的及び設置）

第 1 条 海外との姉妹都市について検討するため、稲城市海外姉妹都市検討市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 市民会議は、海外姉妹都市の在り方及び候補地の選定、海外姉妹都市との交流事業等について必要な事項を調査及び検討し、市長に提言する。

（組織）

第 3 条 市民会議は、次に掲げる委員各 1 人（第16号に掲げる者にあつては 2 人）をもって組織する。

稲城市自治会連合会推薦者

稲城市農業委員会推薦者

稲城市商工会推薦者

稲城市消防団推薦者

稲城市体育協会推薦者

稲城市教育委員会推薦者

教育関係者

稲城市芸術文化団体連合会推薦者

稲城市立学校 P T A 連合会推薦者

稲城市青少年育成地区委員会正副委員長会推薦者

稲城国際交流の会推薦者

東京稲城ロータリークラブ推薦者

国際ソロプチミスト稲城推薦者

稲城青年会議所推薦者

NPO法人市民活動サポートセンターいなぎ推薦者

公募により選定した市民（海外での生活経験、国際交流実績等のある者とする。）

2 前項の委員は、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 市民会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、議長となり、会務を総理する。

4 会議の議事において採決を要する場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員は、会議を欠席するときは、委員長の承認を得て、会議に代理の者を出席させることができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 市民会議は、必要があると認めるときは、その所掌事務を分掌させるため、作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の委員は、市民会議の委員のうちから市民会議の議を経て決する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会を代表し、部会の経過及び結果を委員会に報告する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集する。
- 6 部会の会議は、部会の委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 7 部会の議事において採決を要する場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 8 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(報償金)

第8条 市長は、市民会議又は部会の会議(以下単に「会議」という。)に出席した委員又はその代理の者に対し、予算の範囲内で定める額を報償金として支給する。

(会議録の作成等)

第9条 市民会議及び部会は、会議が終了したときは、遅滞なくその議事録を作成するものとする。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

開会及び閉会に関する事項

出席委員の氏名

会議に出席した関係者等の氏名

議題及び議事の概要

前各号に掲げるもののほか、会議において必要と認められた事項

(会議の公開)

第10条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長又は部会長は、それぞれ市民会議又は部会の議を経た上で、当該会議を非公開とすることができる。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、稲城市海外姉妹都市検討市民会議傍聴申込書(様式)を提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により傍聴券の交付を受けた者は、当該交付を受けた日に限り、会議を傍聴することができる。

3 傍聴券の交付を受けた者は、会議を傍聴しようとするときは、当該傍聴券を受付に提示し、職員の指示するところにより、指定された席に着かなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、当該交付を受けた日の会議が終了し、又は会議を退席しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

酒気を帯びていると認められる者

会議の進行を妨げるおそれのある器物等を携帯している者

前2号に掲げる者のほか、委員長又は部会長が不適當と認める者

(傍聴人の定数)

第13条 市民会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定数を定めることができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

静粛を旨とし、喧騒にわたり会議の妨害をしないこと。

飲食又は喫煙をしないこと。

みだりに席を離れないこと。

撮影及び録音をしないこと。

張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、たれ幕の類を掲出しないこと。

不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人の違反に対する措置）

第15条 傍聴人がこの要綱の他の規定に違反するときは、委員長又は部会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

（傍聴人に対する職員の指示）

第16条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

（庶務）

第17条 市民会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

付 則（平成28年7月25日市長決裁）

この要綱は、市長の決裁のあった日から施行する。

様式第1号(第11条関係)

稲城市海外姉妹都市検討市民会議傍聴申込書

申請年月日 年 月 日

稲 城 市 長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

所属団体 _____

電話番号 _____

平成 年 月 日 の稲城市海外姉妹都市検討市民会議の傍聴を申し込みます。